

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

6 - 2006

子供の視点欠く行政とメディア 教育問題の深層を考える

佐々木 央

(共同通信社社会部編集委員)



私が文部記者会に配置されたのは一九九四年。それから十二年たつ。この間、自省を込めて言えば、マスコミ報道は表層に流れがちだったと感じる。現状が少しでも見えやすくなるような話ができればと思う。

バランス変えた「和解」

文部省取材を始めたばかりのころ、官僚から「不易と流行」という言葉を随分聞かされた。「教育は百年の計だから不易に偏るべきだ、流行を追ってはいけない」という意味だった。確かに一人の人間を見ても、教育の成果が定まるのはひつぎを覆ったときだ。いやさらに、歴史が再評価するということさえある。

実際、当時の教育行政は不易だったと思う。動

かしたくても動かなかったと言った方がいいかもしれない。とすれば、官僚たちの話は言い訳だったととれる。なぜ動かなかったのか。これには政治構造の問題が大きかった。文部省と日教組、永田町（政界）、この三者がけん制し合うような関係となっていて、例えば自民党が何か言い出しても、文部省は「現場（日教組）がうんと言わないから無理だ」とはね付ける。また、文部省にとって日教組の言い分をそのまま聞くなんてもちろん考えられなかった。

そのバランスが一拳に変わる出来事が九五年に起きた。日教組と文部省の歴史的和解だ。それに先立って九〇年には全教と日教組の分裂という事態があり、相対的に組合側の力が落ちていく。日

教組は組織的な危機に立たされていた。

和解の動機・目的として表向き言われたのは、学校をイデオロギー闘争の場にしないということ。日の丸・君が代にせよ愛国心にせよ、学校で議論することではない。政治の問題ではないか。教師や子供まで巻き込んで、どうして文部省と日教組が闘わなければならないのか。そんなことはやめて、日教組と文部省は教育課題について対等の立場で話し合えようということだった。しかし、その内実はどうだったのか。

背景に深刻な財政危機

日教組はそのころまで、何度も全国的なストを打ってきた。ストを打つと処分がある。処分に付いてくるのは賃金減額。戒告でも昇給延伸などで実損が出る。組合の指令でストを打ったのだから組合は補てんしなければならぬ。減額は退職金にまで跳ね返る。つまり死ぬまで補てんしなければいけない。わずかな額でも積もり積もると大変な額になる。九〇年代半ばには財政のほぼ半分近くを占めるに至った。日教組にとって大変な重荷だった。何か自由なことをやろうとしてもできない。賃金減額を何とかやめてもらいたい。日教組側には、そういうやむにやまれぬ事情があった。時あたかも自社政権、村山首相の時代。日教組と自民党、文部省が和解するには絶好機だった。この機を逸してはならないということで当時の横山英一委員長が奔走した。歴史的和解が成った後に、『再生への賭け』と題する連載を配信し

たが、その冒頭はこう書き出した。

『「せめて定期大会まではと思つたが、留任できそうもない状況です。日教組のために最後に何かできることはないでしょうか」。村山改造内閣発足の数日前、国会近くのホテルの一室で当時、文相の与謝野馨がこう切り出すと、日教組委員長横山が率直に打ち明けた。『大会は自分たちで努力します。ただ日の丸・君が代調査は何とかなりませんか』。毎年行われる日の丸・君が代の実施率調査は学校に実施を強制する踏み絵となつてきた。横山の要請を受けた与謝野は即座に調査を三年ごとに切り替えるよう事務当局に指示した。日教組に対する最後のエールだつたと与謝野は振り返る』

日教組側が旗を降ろす代わりに、文部省も締め付けの手段となつていた日の丸・君が代調査を緩めましようという具体的な和平協定だつた。

学校5日制は労働問題

この和解で直接取引されたわけではないが、当時の一連の流れの中で結果的にやりとりされたものはほかにあつた。

週休二日制と学力がそれだ。当時、学校は週六日で月一回の土日休みが始まつていた。考えてみれば五日制とか六日制という言い方は変で、普通は「子供の休みが二日になる」、あるいは「先生の休みが二日になる」と言うべきだ。休みの側から言わず、通学日数を数えている。ここには問題のすり替えがある。本質が教師の労働問題、週休

二日制であることを隠している。そして「子供たちにはゆとりを与えるため学校を五日にする」「肥大化した学校をスリム化する」と説明した。

文部省・教育委員会の役人は土日休んでいるのに、教師はたまの日曜日も部活で出てこなければいけない。持ち帰り残業も多い。厳しい労働条件だ。日教組は週休二日制を要求したし、文部省もやらなければいけないと考へていた。五日制が直ちに学力低下につながつたというのはあまりにも短絡的だが、週休二日のために作られたのが「ゆとり教育」論だつたことは間違いない。

対抗勢力失い「流行」に傾く

歴史的和解がもたらしたのは、教育の世界が不易からどんどん流行の方に傾いていくという事態だつた。教育政策が猫の目のように変わる。日教組が異を唱えて強硬に反対するということになつたからだ。

実はその少し前に日教組は、学校の現状を变革しようという趣旨の重要な提言をまとめていた。均質な産業戦士を養成してきた学校を、知的社会に合わせて見直し、学制を含めて大胆に見直そうという提言だつた。和解まで文部省は「日教組が言っていることは採れない」という立場だつたが、和解後には提言の相当な部分を取り入れていく。後で触れる総合学習もその一つだ。

ただ、日教組が組織する学校現場の考え方と文部科学省の政策は、根本的な方向性の違いを相変わらずはずはらんでいる。例えば、先生の数を増やし

たときの使い方。同省は、成績によってクラスを分ける「習熟度別学習」を進めている。現場教員には、学級規模を小さくして、先生の目がよりよく届くようにしたいという意見が強い。クラスが小さくなつても、いろんな子がいて教え合つたり、助け合つたりする方がいいという考え方だ。実は同省の方向性は、いま問題となつている「格差」につながる構造が用意されている。

ほごにされた約束

歴史的和解は学校からイデオロギーを排除するはずだつたが、その後、逆方向に流れる。日の丸・君が代問題で日教組は事実上、自分の手を縛つたが、同省は日教組の反対がなくなつたことで、自民党に対して「現場の反対が強いので押し切れない」といった言い訳がしくくなった。

実施率調査を三年に一度ぐらゐにすると与謝野文相が約束したはずだつたが、結果的にほごにされた。広島で校長が自殺した後、国旗国歌法案が通り、学校での強制は一層厳しくなつた。教育基本法を改正し、「国を愛する心」を盛り込もうというところまで行き着いた。

ほかの教育政策でも、同省は審議会を利用して、主体性を出そうとしているが、政治のコントロールが強まっている。教科書では安全保障や領土問題で政府方針をきちんと書き込ませるようになり、ジェンダー教育や性教育を一部、否定するような検定も行われている。

地方でも、例えば養護学校の性教育が「教えず

ぎだ」と議員が攻撃するという動きも広がっている。実際には、障害者が被害者となる性犯罪は非常に多い。自分の身を守るためにも、性教育は極めて重要なのだが。

歴史的和解のときに、私はそこまで想像しなかった。教育現場の対立が終わり、正常化すると信じた。不明を恥じる。

危機深める公教育

さて、それでは最近の教育改革と称するものの有効性はどうか。

いったん文部省担当を外れ、二度目に担当した九九年から二〇〇〇年ごろ、文部省の印象は随分変わった。一つは、何かの教育課題について役人に聞くと「永田町に聞いてくれ」という返事が返ってくるようになった。文部官僚に、この国の教育政策は私たちが責任をもっているという誇りがなくなったような気がした。これは政治構造の変化に対応した現象だろう。

もう一つ。ある中堅幹部が「公教育は崩壊過程を歩んでいる」と嘆いた。崩壊というのは、不登校生が年々増え続けていることを指していた。当時十三万人。最近減ったとされているが、適応指導教室という学校以外の場を作り、そこを出席扱いにしている。教室には入らず、保健室に登校する子も多い。それらはこの調査では暗数になっている。実数は増え続けているのではないか。このようにして、学校が拒否され、いわば中から壊れていっているときに、強いイデオロギーを

押し付けてどうなるのか。

「ゆとり」という処方箋

実は日教組と文部省が一致して「ゆとり教育」とか「生きる力」とか言い出したのには、労働問題だけでなく、公教育が行き詰まっているという共通認識があった。いじめ、不登校、中退、学級崩壊。九〇年代の学校を象徴するキーワードはみな、公教育の限界を示したとも言える。「ゆとり」は、これに対する処方箋しやほうせんという側面も強かった。学校がきつすぎるなら、これを緩めようという考え方だ。

愛国心や国民の義務を強調し、公共への奉仕をたたき込もうというのは、これに逆行する。学校の縛りを再びきつくしても、子供たちは呼び戻せないのではないか。その文部省幹部はそう憂えていた。

ただ、後で述べるように、子供たちは未来に希望を失って、無気力化している。そういう無気力なところにイデオロギーが入り込むすきはあるかもしれない。反中国・反韓国感情の盛り上がり、ブチナシヨナリズムと言われる傾向はその表れかもしれない。

低下した教科書の地位

教科書と教育基本法から、現在の公教育の内容や位置を考え直してみたい。

例えば、私の育った六〇―七〇年代、教科書は学校の中心、学校そのものだった。情報は今より圧倒的に少なかったから、教科書は知の中心を示

し、神聖でさえあったと思う。ところが今は、視聴覚教材、ネット教材、社会体験学習など、広義の教材・教科書がたくさんある。

教科書は相対的に地位が低下、いろいろな教材の中の一つでしかなくなった。進学校では最初から難しいサブリーダーやドリルを使う。教育困難校と言われるところは、教科書は難しすぎて使えない。教科書は中心的位置を喪失しているが、それを中心だと考える人たちが、左右からいわゆる「教科書問題」を闘っているようにみえる。

子供社会全体という枠で見ても、ゲームや漫画、アニメなど、教科書より断然面白いものが山ほどある。「教科書の」という言葉は正しさを表すのでなく、むしろ退屈さを意味するようになった。即興性や娯楽性が歓迎される社会では、きまじめさはむしろ軽侮されてしまう。

子供が参加しない闘い

扶桑社の教科書をつくる人も、それに反対する人も、教科書で子供を教化できると思っているとしたら、共通幻想の中にあると言うしかない。歴史教科書一冊で子供を変えられる時代ではない。教育基本法はどうか。法律的に言えば、いまの教基法は、その下にある教育関係法規と切れて独立している。実際に教育現場に効いているのは学校教育法をはじめとする下部法令の方だ。

教基法のために何が防げたとか、教基法によって直接的に何が実現されたということはない。実態として子供とは関係ない。そういう意味

で今の教科書と教育基本法は、公教育の中での位置付けや子供社会での意味合いが似通っている。子供たちは教科書問題でも、教育基本法問題でも、ほとんど参加してこない。そんな問題を超越して、実態の方が進んでいるのではないか。公教育自体が力を失い、内部から崩れようとしているときに、教科書や教基法を変えて、あるいはそれらを守ることで、展望が開けるだろうか。

表層に流れる報道

そういう中で教育報道はどうしているのか。政策がどんどん変わり、教育基本法まで変わろうとする時代にあつて、教育報道はそれを追い掛けるのに精いっぱいだ。ゆとりだと言えば、ゆとりを喧伝し、「ゆとりはいかん、学力が低下する」と言う声が高まれば、一転して学力重視を求める。学校に潜在する問題は変わっていないのに、そこになかなか届かない。

深層に届かず表層に流れるのはなぜか。マスメディアに内在する構造的問題を無視して言えば、社会状況の変化がある。

その一つは子供への関心の高まり。例えば、少年事件の報道は昔より相当にぎやかになった。六〇年代や七〇年代の縮刷版を見ると、世を騒がせた事件でも家裁に送致されればほとんど終わり。小さい扱いはなくなった。今は少年審判の決定要旨まで掲載される。関心が高まっている要因としては、やはり少子化が大きいと思う。一家にたくさんの子供がいた

時代には、建前は別として、子供一人の値打ちは相対的に軽かった。今は一人っ子。両親の祖父祖母まで含めると六つのポケットがあるとされる。お金だけくれるわけではない。その子をみな心配して見ている。大切に育てなければいけない。事件が起きると、某紙のように「子供を守れ」というキャンペーンが始まる。子供に対する教育的配慮もどんどん拡大していく。

余談になるが、それは果たしていいことなのか。子供からみれば、放っておかれる時間が少ない、道草を食う時間がない、いたずらをする時間もない。「子供が子供である時間」がほとんどない。すべて監視カメラが見ている。それが子供の安全を守ることだから、子供のためだから。そのようにして子供をがんじがらめにしていく社会がいいのかどうか。後で述べる「子供の生きづらさ」に直接つながっていくことだと思う。

行政も痙攣的な反応

子供への高い関心があるので、それに対応して教育記事に対するニーズも高い。以前だったらイデオロギーを論じていればよかったが、そうはいかなくなってきた。社会の関心の方向から言えば、具体的な一人ひとりの子供のことを考え、報じなければいけない。ところがそうではなくて、私たちは「抽象的な子供」を頭に置いて、共通課題たる教育政策だけを論じてしまっている。

子供への関心の高まりは、行政にも効いている。子供がかかわる大きな事件が起きると専門家

会議ができて、対策を打ち出す。心のケアが問題になれば、カウンセラーを増配する。教育政策がどんどん動く。文部省で世論の動向を気にして動いているのが、総務課だったことから、「総務課行政」になってしまったと自嘲する官僚もいた。大事件に痙攣的に反応して、分かりやすい政策を打ち出す。背景には社会全体が痙攣的な反応しきれなくなっているという問題がある。百年の計で見られない。子供にとって何が本当によいのかという観点から考えることができない。

欠ける長期的視野

メディアは教育政策を監視しなければならぬ。コストが正しく配分され、正しく使われているか監視せよ。そういう社会的要請がある。教育政策を短期間で評価することは難しいが、記者はやらなければならぬ。政策が打ち出されたその日に、評価を解説で書くことが求められる。どうしても視野が狭く、射程も短い仕事になる。

教育論は本来、どこに基軸を置くべきか。

個を中心とするのか、戦前の日本のように、国家という共同体を中心に考えるのか。不易と流行のところを述べたように、個人を中心にすれば、人生全体、七十年とか八十年を意識することになる。あるいは「人間性」という多面的な物差しが必要になる。短絡的な評価は不可能になる。ところが「国や会社に役立つか」という視点なら、ドライな物差しを当てて、すぐにも評価できる。多くの会社で導入されている考課制度のように。こ

うした構造から言えば、メディアに即時性を求めた場合、評価の方法は後者に傾かざるを得ない。

戦後も管理注入型

教育の軸ということで言えば、戦後の教育は、戦前の反省に立って、子供を一個の主体ととらえ、民主的な原理で行われてきたとするとならえ方が一般的だろう。果たしてそうだろうか。

教育という営みを教育目的(内容)と教育方法の二次元に解体すれば、戦後の教育は、目的としては個人の自己実現を重視し、内容としても平和主義や民主主義を教え、根柢の乏しい精神論より、科学的な態度を重視してきた。

ところがもう一つの軸、教育の方法からみて、戦後教育が民主的だったか、子供の主体を重視してきたかと問えば、そうではなかったと思う。教師の体罰が横行し、Aと言えはAと覚えなさいという教育だった。自ら考え、判断する力を育てるより、目標によって子供を管理し、均質な大人を作ろうとする「管理注入型」だった。

ゆとり教育が標榜した「生きる力」という新しい学力観は、課題を自分で見つけ、解決する力を育てようというもの。方法の部分でも民主的な原理を取り入れようとする先進的な方法論だった。プロセス重視という点も画期的だった。だが、学校現場にはやりきる力がなかった。

例えば「ゆとり教育」の目玉とされた「総合学習」には教科書はない。学級には四十人近い子供がいる。その子たち一人ひとりの主体性や自主性

を重視して指導しなければならぬ。ところが、教師自身は旧来型の勉強をしてきた人たちだ。フリースクールで総合学習のようなことを実践している団体を取材したことがあるが、先生一人が担当する子供の数は五、六人だった。こういう学習をやるなら、先生の数を圧倒的に増やさなければならぬ。ゆとり教育は理想だけが先走った。

生きづらさ抱える子供

二〇〇〇年のゴールデンウィークに大きな少年犯罪が続いた。愛知県豊川市で「人を殺してみたかった」と言って夫婦を殺傷した少年、西鉄バスジャック事件、岡山の金属バット事件。背後にあるものを知りたいと、翌年にかけて子供や若者を取材した。

そうすると、今の子供たちの生きづらさが見えてきた。例えば、友達付き合いのためのコミュニケーションが難しい。ストライクゾーンが狭く、「浮いてる」とか「変なやつ」と思われたら、仲間から排除され、いじめられる。

教育改革論の背景にあるのは社会の閉塞感や危機感だ。次の世代が何とかしてくれないと困る、この子たちを新しい社会の担い手として育てようというのは、大人としては当然だったかもしれない。しかし、自分たちの鑄型にはめても、新しい社会はできないという矛盾がある。

子供の側はどう感じたか。ある子は「親は私に『こうしなさい、こうした方がいいよ』と言う。親の時代はそれでよかった

かもしれない。でも、それでは私たちも親のようになるだけだ。何かを変えられるとか、社会が変わっていく見通しがない。いい子をやっている面白くない」と言った。自傷している少女は「生きていくこと自体が自傷だ」と話した。自分自身を突き放しているようにみえた。不登校やいじめ、引きこもりやニートの背景には、そういう生きづらさがあるのではないか。

そういう世代に、日本を救ってくれと期待しても、先行世代のエゴと受け取られるだけだ。

子供への理解が必要

ゆとり教育は、そんな子供たちへの遅効性の対策でもあったのだが、残念ながら揺り戻した。子供の主体性やプロセスよりも、結果としての学力を重視する教育に戻った。

だが子供たちからは、大人が勝手に右往左往し、要求を押し付けているように見えるだろう。今のところぶら下げるニンジンもない。ゆとり教育はせめて「何が分かることは楽しい」と教えようとしたのだが。

社会意識や社会構造と、教育は抜きがたく結び付いている。教育を論じるには社会への視点、考察と、子供への多面的で深い理解が基礎になければならないと感じる。しかし、子供の側から見えるものはほとんど報じられていない。私はそういうものを報じ、そこから考えていきたい。

(本稿は、同盟クラブで四月二十六日行われた講演の一部を要約した)

人民元でしたたかに主導権 中国当局の為替政策を見る

岩切 司
(時事通信社上海支局長)

中国の人民元は五月半ばに初めて一ドル八元を突破し、七元台で取引された。昨年七月の切り上げから十カ月で心理的な節目を超えた。ただ、この間の上昇幅はわずかに一・四%。ほぼ一貫して元高基調にあるものの、そのペースは極めてゆっくりしている。巨額の対中貿易赤字を抱え、「元は三、四割過小評価されている」とみる米国はいらだちを隠せないが、中国当局は元の為替制度改革では外からの圧力をはねのけ、したたかに主導権を維持している。

市場に「元安」メッセージ

中国当局は昨年七月二十一日に切り上げるまで、元の対ドルレートを一ドル八・二六七五元に事実上固定していた。これが八・一一元に切り上げられ、同時に「管理変動相場制」が導入された。中国唯一の外為市場である上海外国為替市場は、当局が市場をコントロールし、急激な変動を抑える「管理型」とはいえ、それまでの単なる「外国金融機関が元を買う場」から、本格的な市場として歩み始めた。

昨年のの切り上げ幅はわずか二%にとどまったため、「最低でも五%」と見込んでいた米議会関係

者などはかえって反発したが、欧米や日本の当局は変動制への移行を前向きに評価。「これからの制度見直しと、それに伴う元高の進展を期待する」という声が大勢だった。

中国当局はその後、主に市場の制度面で改革を進めている。金融機関は当初、中国外貨取引センターとの間でしか取引できなかったが、銀行間の相対取引も解禁された。また、マーケットメーカー(根付け業者)制を導入し、市場に実需をより反映させられるようにした。当局は徐々に欧米の先進市場に追い付くことを目指している。

ただ、欧米から大きく割安感を抱かれている相場水準そのものと、それを市場実勢により合わせるために必要な市場運用の柔軟化に関する改革は進んでいない。当局が元高ペースを速めることに慎重なためだ。元高には輸出競争力の低下や海外資産の目減りといったデメリットが伴う。また、国内金融機関が為替改革に慣れる時間も必要だ。

「管理変動相場制」といっても、市場は中国当局の厳しい統制下に置かれ、「管理」色が非常に濃い変動相場制となっている。この規制が徐々に緩むとみられていたが、切り上げから十カ月経過

した現在でも市場の動きは非常に限定的で、硬直的、恣意的だ。

現行制度では、一日の対ドル相場の変動幅は中国人民銀行(中央銀行)がその日の取引開始直前に決める基準値「中間値」の上下それぞれ〇・三%までとたがはめられている。ただ、一日の変動幅が〇・一%を超える日は極めてまれ。通常は〇・〇五%程度の狭い幅で取引されている。

これまでの最大の取引幅は今年五月十九日の〇・〇一五九元。全体の幅こそ〇・二%あるものの、中間値の上下幅で見ると元高方向には〇・〇八%、元安方向では〇・一%にすぎない。中国当局は現時点では、急激な変動を避けるために自ら設定した「〇・二%」制限の半分も認めていない。

市場での取引の動きをみると、中国当局は元安が必要なきはまず、中間値で意図する方向に相場水準を誘導する。前日までの市場の流れと関係なく、また、海外市場との脈絡がないまま、飛び離れた元安・ドル高水準に設定され、市場関係者が「どうしてこの水準に」と首をひねることがたびたびある。こうした場合は「元高進行にブレーキ」というメッセージが込められているとみてまず間違いない。

当局はまた、元高方向にその日の許容範囲を決めているもようだ。それが近づく、その意を受けた銀行がそれまでの相場とは異なる元安・ドル高水準でドル買い注文を入れ、取引水準を「引き戻す」パターンがみえてとれる。



「管理相場制」で変動する中国元

米財務省が認定する、政治的な判断の伴う「為替操作国」に該当するかどうかは別にして、中国当局が上海市場で急激な元高・ドル安が起きないように積極的に介入しているのは間違いない。

元高はスローペース

上海外為市場には現在、中国外貨取引センターでの取引と、銀行間での相対取引の二つの市場がある。取引の主流は現在、今年一月から始まった銀行間市場に移っている。

元は切り上げ後ほぼ一貫して上昇しているが、

その歩みはのろい。十カ月で約一・四%、一カ月当たり〇・〇一元強のスローペースだ。ドル・円、ドル・ユーロといった主要通貨の取引では一日で一%動くこともあることを考えると、そのペースが分かる。

このドルに対するゆったりとした元高の進行ペースもその時々情勢でそれなりに変化し、中国当局のしたたかな戦略がみてとれる。三月から四月初めにかけてはペースがそれまでの二倍に速まった。四月後半の胡锦涛主席の訪米を前に、人民銀行が元高加速をある程度許容したとの見方が専らだ。ただ、このペースは訪米直前になると、ダウンし、元安に振れる局面もあった。

市場では「行き過ぎにブレーキが掛かっただけ」との見方とともに、「改革はあくまで中国の主権の下で行われるべきもの。米国に付け入るすきを与えるような動きは避けるべきだとの判断が中国側で働いた」との見方も広まった。また「相場は、元高にも元安にも動いていることを演出する狙いもある」とのうがった見方も出た。

元相場は五月半ばに心理的な節目と言われた一ドル八元を突破し、初めて七元台で取引された。これもタイミング的には、米財務省が議会で提出する「半年次外国為替報告」で為替操作国認定を見送ったのを確かめてからだ。あまり間を置かず八元を突破したあたりに、主導権を保ちながら、米側に一定の配慮を示した節もうかがえる。

一方、もし操作国として認定されていけば、主

導権を握るのがどちらかを印象付けるため、八元突破は当面なかったとの見方が一般的だ。

中国当局のしたたかな計算の例として、ある市場関係者は「一ドル八・一元」という切り上げ時の新基準値の設定の巧妙さを挙げている。八・一元とすることで、〇・〇一元の台変わりと、〇・一元の台変わり、そして一元台の台変わりを適当な間隔で「通過」できるといふのだ。欧米の当局や企業に元高進展を効果的にアピールするの狙いだ。

実際に、切り上げ後二営業日目で八・一一〇元を割り込み、八・〇九元台に突入したのはその一カ月後だった。そして、七元台での取引は切り上げから十カ月後に実現した。

通貨バスケットに「正解なし」

切り上げと同時に導入された「管理相場制」は、人民銀行によると「多通貨で構成される通貨バスケットを参考」にあるべき相場水準を算出している。採用通貨は米ドル、ユーロ、円、韓国ウォンの四本柱のほか、シンガポール・ドル、英ポンド、マレーシア・リングギ、ロシア・ルーブル、オーストラリア・ドル、タイ・バーツ、カナダ・ドルの七通貨だ。

構成通貨が明らかになると、外為市場関係者は通貨の構成比を割り出そうと躍起になった。人民銀行の周小川総裁が「通貨バスケットに占める米ドルの比重は五〇%よりかなり低い」と指摘。市場の「六〇―八〇%」との見方と異なったため、

新たな計算式が試されたりしたが、現在では「参考はあくまで参考。政策的に決められる比重の方が高らかに大きい」との見方が固まりつつある。

元の対ドルレートが、バスケットを構成するユーロや円の為替変動の方向性と異なる動きを示すこともあるためだ。データが増えれば増えるほど、「当局の意志」が大きいた分が分かってきた。

また、ある銀行関係者は「海外市場がドル安に動くときは元高方向への追随は控えめだが、ドル高に動くときは大きく元安に動く傾向にある」と、通貨バスケットを色濃く反映するときでも恣意的な動きがあることを指摘している。通貨バスケット方式は元相場を中国当局が誘導する上で有効な「ブラックボックス」となっている。

不満募らせる米国

米国は元高の進行ペースが遅く、運用面での柔軟化も進まないため、中国へのいら立ちを募らせている。この背景には二〇〇五年で二千二十億ドルとなった巨額の対中貿易赤字がある。

米財務省は五月十日に発表した「半年次為替報告書」で、中国の為替政策に「特段の懸念」を示したものの、「為替操作国」指定は見送った。認定すれば経済制裁発動をバックに強い姿勢で人民元切り上げに向けた交渉ができたが、これは米中関係に大きな影響を与える。イラン、北朝鮮などへの対応で中国の協力を得たい米当局が政治的に「見送り」を決めた可能性がある。

また、米国の貿易赤字の解消は元切り上げだけ

では達成できないとの冷静な見方も背景にあるとみられる。

ただ、今年十一月に中間選挙を控え、議会では与党の共和党議員も対中批判のトーンを強め、米の保護主義化への懸念が今後一段と高まりそうだ。対中強硬派の議員は人民元改革が進展しない場合に中国製品に高関税を掛ける法案の採決を九月末に設定している。保護主義の動きが広がり、中国側で元の改革に進展がない場合は可決される可能性が大きい。

米のスノー財務長官は「中国に脅しは利かない。静かな外交でいく」と制裁を伴う措置に懐疑的だが、議会では「それでは何も変わらない」との悲観論が強い。台頭する保護主義の声に押され、「静かな外交」がいつまで続くかは見通しが難しい。高関税法が成立すると、人民元問題で主導権を一貫して維持してきた中国当局も交渉のテーブルに着かざるを得なくなる。

一方、欧州連合(EU)の対応は米国と一線を画している。もう一段の元高を望む立場は米当局と変わりないが、その過程が大きく異なっている。ある欧州委員(閣僚)は「中国が人民元を切り上げなければ、同国を脅すという戦略は最終的に失敗する」との見方を示し、人民元問題で対中強硬路線を主張する米議会の一部を暗に批判している。

この委員は「アプローチは緩やかだが、世界の貿易と資本の流れをめぐる不均衡の是正に向け、

中国は通貨改革を進めている」と好意的に指摘している。巨額の貿易赤字を抱える米国と、そうはなっていないEUとでは人民元問題で一枚岩の対応をできないのも、米側の追及の鈍さにつながっているようだ。

06年末には7・8元も

市場関係者の間では、元高はこれまでと同じペースで進むか、やや加速するとの見方が多い。同じペースなら、〇六年末で一ドル七・九元前後となる。「加速すれば、年末に七・八元水準になっていてもおかしくはない」との声が金融関係者の間では出ている。米国との金利差を基準に、年間三・五%の上昇を予測するアナリストもいる。

また、「香港ドル」の水準も節目の一つとしてみられている。香港ドルは米ドルとペッグ(連動)しており、最近は一ドル七・七五香港ドルあたりの水準で維持されている。元があと三%強上昇すれば同じ水準となるが、中国当局の中期的な「元高容認範囲」はこの水準だとの見方だ。

一方、市場では、中国当局は昨年七月に行った「切り上げ」措置は再び行わないとの見方が一般的だ。市場を厳しい管理下に置き、急な元高を抑えているだけに、再切り上げを行うぐらいたら、この規制を緩めればよいとの考え方からだ。

一、二年をかけてこの水準に達するころには、資本取引の対外開放も並行的に進み、人民元の為替制度は次の段階を迎えることになると思われる。



加速する英投資会社の新聞買収

独協会、海外資本制限を政府に要請

イギリスの代表的な「ミラー」新聞グループの元経営責任者で、投資会社「メコム」を運営するデビッド・モンゴメリーが、アメリカの投資企業VSSと組んで、昨年十一月にドイツの有力新聞を擁する「ベルリナー・フェアラク」社を買収して、ドイツの新聞を支配する最初の外国資本となったのに続き、今年一月二十七日に『ハンブルガー・モルゲンポスト』を買収、さらに四月に入ってオランダの『リンブルフス・ダグブラット』も傘下に収めるなど、国際的な規模で急速な拡大の動きをみせている。

モンゴメリーが最初に買収した「ベルリナー・フェアラク」は、かつて東ドイツ社会主義統一党の主力機関紙で一九九〇年の東西統一後はベルリンの有力高級紙となった『ベルリナー・ツァイトゥング』と、統一の年に誕生した街頭売りのタブロイド大衆紙『ベルリナー・クリーア』の二紙などで構成されている。買収交渉時には、両紙の従業員から激しい反対を受けたが、独占問題を管掌する連邦カルテル庁からの認可を得て、実現に至った。

続いて買収した『ハンブルガー・モルゲンポ

スト』（以下『モルゲンポスト』）は、第二次世界大戦後まもない四九年に社会民主党によって創刊された現存するドイツ最古のタブロイド新聞で、現在は十一万部を発行する。

『モルゲンポスト』の売り主は、同紙の発行者エルンスト・バルラツハと営業責任者と編集長を兼ねるヨーゼフ・デペンブロックである。バルラツハは九九年に「グルナー・ヤール」新聞グループから『モルゲンポスト』を買収した。今回の売却後は、『モルゲンポスト』を傘下に組み込む持ち株会社の株主となる。デペンブロックは、持ち株会社の管理業務に携わるとともに、『モルゲンポスト』の営業責任者と編集長の職務にもとどまる。

さきの「ベルリナー・フェアラク」買収に対して激しく反対したドイツ・ジャーナリスト協会は、『モルゲンポスト』の買収に対しても強い批判を加え、ミヒャエル・コンケン委員長は、ドイツにおける海外資本の比率を最大四九%以内に制限するよう政府に要請して、「さもないと、ドイツのメディア市場は海外の「金融ザメ」による投資の対象となり、ドイツのメディア・システムは崩壊してしまうだろう」と述べた。

一方、モンゴメリーは「われわれはベルリナー・フェアラクの買収で、買収と建設戦略の土台を築いた。わずか二カ月の後に『モルゲンポスト』の取得によってこの戦略をさらに前進させることができた」と宣言し、「これは長い間準備してきた投資だ。今後も、組織の成長と買収によっ

てグループをよりさらに拡大していくつもりだ」と述べた。この取引は二月下旬にカルテル庁の承認を受けた。

その後、四月四日になって、オランダ最大の新聞『テレグラフ』を中軸とする新聞グループが、傘下の有力地方紙『リンブルフス・ダグブラット』をモンゴメリーが運営する「メコム」に売却したと発表した。オランダの地方新聞を多数傘下におく「ヴェーゲナー」グループもこの買収に名乗りを上げていたが、発表前日の三日に手を引いたため、「メコム」による買収が実現したという。この結果、五日のテレグラフ・グループの株価は四%上昇した。

テレグラフ・グループは、地盤沈下が進む新聞市場への依存度を減らし、民間ラジオの株を取得するなど、他の分野に比重を移し始めている。オランダの現行メディア法は、新聞市場で二五%以上のシェアを持つ新聞社は全国テレビの三分の一以上の株を持つことができずとしている。アナリストたちは、今回の『リンブルフス・ダグブラット』の売却をこの条件に合わせるための対策の一つとみており、テレグラフ・グループにはさらに二〇〇七年に予想されるメディア法の緩和への期待がある、とも指摘している。

ほかに、モンゴメリーはフランスの地方紙買収にも関与している、との報道もある。モンゴメリの拡大戦略はどこまで続くのであろうか。

（広瀬 英彦 東洋大学名誉教授）

法律解釈の書籍は著作物ではない

マスメディア関連の裁判を見る (23)

知財高裁 平成一七年(ネ)第一〇〇九五号
損害賠償等請求控訴事件原審・東京地裁
平成一五年(ワ)第一二五五一号ほか

佐藤 英雄

平易に書いた法律の解説書に創作性はない——

知財高裁(塚原朋一裁判長)は平成十八年三月十五日、東京地裁が総合法令出版(株)の文庫シリーズ『通勤大学法律コース』の二種類の書籍を著作権と著作者人格権侵害で、執筆者と推定した二人と出版社の三者に各自二十六万九千余円の損害賠償と出版・販売を差し止めた判決を変更し、文献のただ乗りを民法の不法行為として損害額を三者連帯で二十六万余円に縮小、その余の請求は棄却した。

原告は一般人向け法律書の著者

原告は、第一東京弁護士会所属のA弁護士で、法律の専門家でない一般人向けに、図や表を多用した『図解でわかる 債権回収の実際』『熱血選書 署名・捺印のすべてがわかる本』『新版 印鑑・文書・契約の法律』図解でわかる 手形・小切手の実際』の著作者である。

被告の総合法令出版は、原告の著書と同じように、法律の専門家でない一般人向けに図や表を多用した文庫シリーズ『通勤大学法律コース』を、平成十四年十一月から同十五年二月にかけて出版した。『債権回収』『署名・捺印』『手形・小切手』と題する三部もので、著者は「ビジネス戦略法務研究会」、東京弁護士会所属のB弁護士とC税理士が各文献の監修者として記載されているほか、D経営コンサルタントが『債権回収』と『手形・小切手』の部、E司法書士が『署名・捺印』の部の監修者となっている。

原告のA弁護士は、監修者を名乗る被告C、D、Eの三人が真の執筆者で、B弁護士も監修者であることを理由として、原告の著作権(複製権、翻案権)と著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)を侵害すると主張し、①著作権法二二条一項に基づき被告各文献の発行、販売および頒布等の差し止め②民法七〇九条に基づき損害賠償の支払い③著作権法一一五条に基づき謝罪広告を請求した。

原告本に依拠して作成

一審の判断(要旨)によると、(一)原告は、本件訴訟提起に先立ち、被告会社に対し、再三にわたり、被告各文献の執筆者を明らかにするよう求めたが、被告会社はこれに応じなかった。しかし、準備書面において、被告会社が主催するビジネス戦略法務研究会を構成する二人が分担して執筆したと明かした。その二人の個人名は明らかにしていないが、その執筆担当者Xの経歴について、「一九五四年生まれ、早大法卒、海外業務経験を経て現在会社役員」、同Yの経歴は「一五三生まれ、東大法卒、会社総務部勤務を経て現在会社役員」であると明かしている。

被告Cは五四年生まれの税理士で、早大法卒、被告Dは五三年生まれの経営コンサルタントで東大法卒、被告Eは五一年生まれの司法書士で早大法卒。

Xと被告Cの生年および学歴が一致し、その経歴も極めて類似していること、および被告各文献に監修者としてではあるが、同被告の氏名が記載されていること。Yと被告Dの生年、学歴および経歴が完全に一致していることならびに監修者としてではあるが、同被告の氏名が記載されていることに照らし、CとDが被告各文献の全部または一部を執筆したものと推定することができる。

一方、被告Eの経歴は、執筆担当者X、Yのいずれの経歴とも異なっており、執筆者と推定すべき理由は無い。また、被告Bは監修者としての関与の程度は、校正済みのゲラ刷り原稿を二、三日かけて点検したにすぎず、何らの加筆訂正も行っていないこと、監修料として受領した金額は一冊当たり五万円程度の名義料で、本件著作権および著作者人格権侵害について被告会社との共同不法行為責任を認めるべき事情はない。

(一) 原告文献と被告文献を、それぞれ対比すると、同じテーマで、基本的な概念および構成、章立ての順序が類似している上、各章内の小見出しも類似している部分が多い。また、両文献の対応する部分と比較すると、類似した文章や図表が多く見受けられる。被告各文献は、いずれも原告各文献が出版された後に出版されているが、特に被告の『債権回収』は、原告の『債権回収の実際』の出版から約四カ月後という極めて近接した日に出版された。また、『署名・捺印のすべてがわかる本』は、相当数販売されたもので、これに接する機会があったこと、中には、そこに記述されている順序および構成で表現される必然性のない文章等について、原告各文献の各対応部分とほぼ同一の表現がされている部分があること、以上の事実を総合すれば、被告文献は、いずれも原告文献に依拠して執筆されたことは明らか。

(二) 原告は、個々の原告各表現における文章や図表が著作物に当たると主張するが、複製権侵

害が認められるのは、被告表現の三カ所だけで、それ以外は複製権および翻案権のいずれも侵害しない。しかし、著作者人格権侵害については、上記の複製権侵害が認められる被告表現に、原告の氏名が表示されておらず、かつ原告の意に反する改変があり、原告の氏名表示権および同一性保持権侵害が認められるとした。

著者の推定と依拠性は原審通り

知財高裁の控訴審判決は、被控訴人(原審被告)の各文献執筆者は、一審判決通り、XとYの二人と認定。依拠性についても「単に読者層や著作の目的・性格が同一であるというだけでは説明し難いほどに構成、文章等が酷似しており、執筆者が異なれば通常は多少の相違が生じるのが自然であると思われる部分についても共通していることが認められる」とした。

著作物性、複製権と翻案権侵害については、基本的な考え方を示す総論部分を、「原判決の説示とおり」としたものの、原判決が著作権侵害を成立するとした三カ所の表現については、「それ以外の部分と同様に、控訴人の複製権および翻案権を侵害しないものと判断し」、変更した。

原告が著作物性を認め、損害賠償を認めるもとなった表現は①債権譲り受けの優先権②文書作成日付の法律上の意味③示談成立書面の内容の三カ所。①は「債権の譲受人が二人以上いる場合の優先権が、より早く債務者に通知したか、第三債

務者から承諾を受けた者にあること、通知承諾は確定日付のあるものでなければならぬこと、確定日付のある通知が二つ以上あった場合、優先権を持つのは確定日付の年月日が高い方ではなく、確定日付の通知の到達が早い方であること、したがって、確定日付を公証人役場で早くとっても、その通知が債務者に届かなければ優先権はないこと(中略)などをその順序で記載した点において共通する」が、控訴審判決では、「上記共通部分は、法令の内容や判例から導かれる当然の事項を普通に用いられる言葉で表現したものにすぎず、創作的な表現であるとはいえない」とした。

著作権侵害に基づく請求認めず

②は「文書の作成日が法律上重要な意味を持つこと、自分一人で作成した文書であれば自分の思い通りに、二人以上の当事者がいても当事者間で共謀すれば日付をさかのぼらせたり遅らせたりすることができること、そのため作成日が重要な意味を持つ場合には、公の機関に文書が作成された日を証明してもらう必要があること、それが確定日付であり、公証人役場に確定日付を入れてもらいたい文書を持参すると、確定日付のスタンプを押してくれること、(中略)などをその順序で記載した点において共通する」が、これも「上記共通部分は、約二ページにわたるものであり、用語等において同一性はあるものの、法令の内容や実務の運用から導かれる当然の事項を普通に用いら

れる言葉で表現したものにすぎず、創作的な表現であるとはいえない」とした。

③は「示談が成立した場合、書面を作成することが必要であること、口頭だけでも有効であるが、すでに紛争が生じている者同士で行うものであるから、内容を書面しておくかないと新たな紛争が生じる可能性が高いからであること、せっかく話し合いがついたなら、その内容を書面にして当事者双方の署名か記名押印をもらうべきであること、示談書に請求権放棄条項や債権債務関係不存在確認条項を記載すべきこと(中略)などをその順序で記載した点において共通する」が、「上記共通部分は、法令や判例・学説および実務の運用から導かれる当然の事項を普通に用いられる言葉で表現したものにすぎず、創作的な表現であるとはいえない」としている。

「以上のとおり、被控訴人各表現のいずれについても著作権侵害の成立は認められず、著作者人格権侵害の成立も認められない。したがって、控訴人の請求中、著作権法一一二条一項に基づく差し止め請求、著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求、著作権法一一五条に基づく謝罪広告請求は、いずれも理由がない」として退けた。

不法行為による不真正連帯責任

控訴人の損害賠償請求は、著作権侵害行為を不法行為とするもののほか、故意または過失によって、控訴人が多大な労力をかけて作成した文献の

デッドコピーを行い、無断で発行・頒布した行為を不法行為とする請求も含まれている。

これについて判決は、「被控訴人らが控訴人各文献に依拠して被控訴人各文献を執筆・発行したからこそ、被控訴人の『債権回収』本が控訴人の『債権回収の実際』本が発行されてから約四カ月後に発行することができ、被控訴人の『手形・小切手』本が控訴人の『手形・小切手の実際』が発行されてから約六カ月後に発行することができたのであり、また、被控訴人会社は、執筆者に対して執筆料を支払うことなく被控訴人各文献を発行することができたのである」。

「したがって、被控訴人らが控訴人各文献に依拠して被控訴人各文献を執筆・発行した行為は、営利の目的をもって、控訴人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たものであるから、被控訴人らの行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為(民法七一九条一項による不真正連帯責任)を構成する」として、相当の損害額を算定した。

一般的法解説に出にくい創作性

【後書き】原審も、複製権や翻案権の侵害があったと判断したのは、三文献中三文献の三カ所、わずか数ページにすぎない。法律の専門家として、「判決」という「著作物」を書く裁判官には、平易に書いた法律の解説は、「思想または感情を創作的に表現したもの」(著作権法二条一項

一号の定義)とする「著作物」の定義からはずれろと考えているようである。

定義にいう「思想・感情」とは、「哲学的あるいは心理学的概念としてのそのように狭く嚴格に解すべきではなく、「考え・気持ち」ぐらいに広い意味にとらえるべきである」とし、「著作物は創作性を有することを最も重要な要素とする。(中略)ここにいう創作性も作者の個性が著作物の中に何らかの形で表れていればそれで十分だと考えられる」(半田正夫『著作権法概説十一版』法学書院刊)とする。

さらに「著作物の創作性を吟味する際、表現物の独自性と表現方法の独自性とは区別しなければならぬ。著作物の創作性は、表現物の独自性であって、表現方法そのものに焦点を合わせたものではない」(齊藤博『著作権法有斐閣刊)とする解釈もある。

法律の専門家向けではない法律の解釈には、独自性が入り込む余地は少ないのは確か。定説に反する内容であれば、一般向けの法律本にはならなくなってしまう。加えて、法令は、裁判所の判決、決定、命令などとともに、「権利の目的とならない著作物」(著作権法一二三条)である。これらは、著作物ではあるが、著作権法で定めるものもその権利の対象物ではない。権利がない著作物を素材とし、その解釈に個性を発揮する余地が全くないとすれば、書籍であってもその著者に著作権はないことになる。(朝日新聞社社友)



FNC、CNNを超える勢い

米大統領選で共和党勝利に貢献か

「私たちは伝えるだけ。決めるのは視聴者のあなたです (We Report, You Decide)」一九九六年にスタートしたケーブル専門のフォックス・ニュースチャンネル (FNC) は二十四時間ノンストップニュースの老舗で、八〇年に発足したCNNを上回る勢いをみせている。現ブッシュ政権に近いと感じさせるFNCに対する視聴者の支持が二〇〇〇年、および〇四年の米大統領選挙の共和党勝利と連動する傾向がみられることが、このほど学術的な立場から示された (『ワシントン・ポスト』WP・オンライン、5月4日)。

この傾向について指摘したのはカリフォルニア大学バークレー校のステファノ・デラヴィグナとストックホルム大学のイーサン・カプランで、九〇年代後半からみられたFNCの急成長が、大統領選挙における共和党の獲得投票シェア拡大と連動し、その結果、二〇〇〇年、最終的には裁判所の判断まで仰ぐ事態となった、大接戦州のフロリダ勝利にもつながったと結論付けている。

調査ではFNCは三から八%の視聴者を共和党の投票に向かわせることに貢献したと報告している。ある程度の「メディア説得効果」が生じたの

である。ブッシュ (共和) 対ゴア (民主) で争われた二〇〇〇年大統領選挙の勝敗を決したフロリダ州では、FNCによるメディア説得の効果として一万を超える票がブッシュ陣営に投じられたと分析しており、フロリダ勝利には「フォックス・ニュース効果」が不可欠だったと指摘している。

FNCは九六年のスタート以来四年間で、五人に一人の割合で視聴されるまでに成長した。デラヴィグナとカプランは、民主党のクリントン大統領が再選された九六年から共和党ブッシュ大統領が初当選を果たした二〇〇〇年までの間、FNCが視聴可能な全米九千二百五十六の市などで、共和党への投票比率がどのように変化したか、またブッシュ再選がかなった〇四年選挙のデータと併せて分析した。それによれば大統領選挙、および同時に実施された上院議員選挙で、共和党支持を表明していない視聴者の間に「フォックス効果」がみられた。フォックス効果に起因する共和党への投票行動シフトは、大したものと言われ、るかもしれない。しかし、二〇〇〇年のように、最後まで接戦となった選挙戦では、確かに勝敗を左右する効果を持ったようである。調査ではフォックス効果がこれからも継続するか、もしくはするともっと強まるとみている。ただし、FNCが共和党支持者の好むようなニュース報道をしていることに注意を促してもいる。

『ワシントン・ポスト』『ワシントン・ポスト』

ット・コム」それにスタンフォード大学政治コミュニケーション研究所でも、類似した調査を行っている。それによれば、共和党支持者はFNCでニュースを好んで視聴する傾向があるとした。また、政治的な嗜好とは無関係のスポーツや旅行などのトピックスでも、FNCで視聴したいという視聴者が増えている。一方、民主党支持者は政治ニュースに関してはFNCを避けて、公共放送ラジオ (National Public Radio) やCNNを好んで聴いたり、視聴したりしていた。

特に世の中で議論を巻き起こしているようなニュース、例えばイラク戦争と政治についての場合、各政党支持者は、自分たちの政治的識見に反すると思われるニュース情報ソースには近づかない傾向がみられた、とスタンフォード大学政治コミュニケーション研究所ディレクターのシャント・イエンガーが指摘している。イエンガーはまた、共和党支持者はニュースを得る場合にFNCを第一とし、NPRとCNNを避ける傾向があるとした。一方、民主党支持者はFNCは敬遠するがNPRとCNNのどちらを好んで選択するかについては、際立った差がみられなかった。

共和党支持層を引き付けるFNCが登場したことで、共和党にとつては投票獲得という実利的な「フォックス効果」が発生したが、民主党支持者は一方的なニュース報道の受容を避ける傾向があるからか、民主党への投票獲得に結び付くような現象はみられない。(金山 勉 上智大学助教授)

中堅記者向け教育を充実 デンマーク校に見るジャーナリスト教育

橋本 晃
(東京国際大学助教)

米国の大学で一般的なジャーナリズムスクールを範にした高等教育機関でのジャーナリズム教育の導入をめぐる議論がここ数年、わが国でも本格化している。この分野で最も古い歴史と膨大な蓄積を誇るは米国だが、欧州にも幾つかのユニークなジャーナリズム教育機関がある。筆者は先ごろ、世界でも類例のない国内のジャーナリスト養成教育を一九九〇年代後半まで独占していたデンマーク・ジャーナリズムスクールを、欧州連合(EU)のエラスムス・ムンダス・スカラーとして訪問した。同ジャーナリズムスクールの過去および現在の経験、そして近未来への展望を報告し、本邦での議論の参考としたい。

ナチスドイツ占領下の反省

デンマーク・ジャーナリズムスクールの前身は第二次大戦直後の一九四六年、ユトランド半島西岸の同国第二の都市オーフスの大学につくられた現役ジャーナリスト向け短期講座にまでさかのぼる。当初二週間だったが、後四週間の講座となった。同国は第二次大戦中、ナチスドイツに占領され、メディアも全面的な統制下に置かれた。その過去に対する反省から、オーフス大学の講座はデ

ンマーク・ジャーナリスト組合の強いイニシアチブで発足。戦争が終わり、デンマークのプレスは新たなスタートが必要、と国民の多くも考えていた。同講座での実績・経験を踏まえて六二年、メディア諸企業がデンマーク・ジャーナリズムスクールをオーフスに私立学校として創設した。そして七一年、デンマーク国会が、既存の私立校を母体に、ジャーナリスト養成に携わる同国唯一の国立の大学学部レベル教育機関としてデンマーク・ジャーナリズムスクール創設の法案を可決。以降、三十年近くにわたって同国の独占的ジャーナリスト教育・養成機関として活動してきた。国家をジャーナリズム教育に関与させるため、ジャーナリスト組合が再び強いイニシアチブを發揮。大学から切り離された独立の教育機関となったのは、メディア企業・団体がそうした形態を望んだためだ。当初はメディア企業も資金を提供したが、数年後、国家がすべてを引き継いだ。創設の目的は、徒弟制度を終わらせ、メディアの質を向上させることと、テレビ産業の成長の陰で財政危機に陥った新聞産業を救済することだった。多年にわたりジャーナリスト養成教育を独占的

に担当してきたため、現在、人口五百四十万の同国に約七千人いるジャーナリストの大半がデンマーク・ジャーナリズムスクール出身である。

こうした独占が可能になった背景には、強力なジャーナリスト組合の存在、さらにはそうした労組が政府の公共政策の決定過程へ直接参加するコーポラティズム、ネオ・コーポラティズムの伝統がある。ジャーナリスト組合が記者らにプレスカードを発行し、パルチザン新聞体制下で政府の一部ともなっていた。また、デンマークにはドイツ・北欧諸国に共通するプロフェッショナル教育の長い伝統があり、ジャーナリズムスクールの創設にも違和感がなかった。逆に、企業が自前でジャーナリストを育てる伝統はなく、メディア企業の経営者はそれを国にやってほしいと考えるような風土である。

「ジャーナリスト養成」独占の崩壊

一九九七年、デンマーク教育省は南デンマーク大学とロスキルド大学のジャーナリズム学部・研究科創設を承認。ジャーナリスト養成におけるデンマーク・ジャーナリズムスクールの独占が崩れた。同国第三の都市オデンセにある前者は学士・修士・博士課程を、コペンハーゲン郊外に位置する後者は修士課程を設置した。

独占の崩壊の背景にはさまざまな要因がある。まず、九〇年代以降、グローバル化と市場原理最優先の規範が急激に進行、拡大し、メディアビジネスの集中・寡占化と番組の商業化も進んだ。一

方で情報通信技術の進展に伴うメディアの多様化も進行した。こうしたグローバル化する世界の中で独占はよくないものと考えられた。デンマークではジャーナリストは社会的信頼こそあまり高くないものの、高給で人気の高い職業であり、記者養成課程の拡大を求める声も大きくなってきた。

同国固有の事情としては、第二次大戦後も長く続いた政治党派と密接な関係を持つ新聞全盛の時代が終わり、ジャーナリストの仕事がプロフェッションとなり、教育レベルの向上でジャーナリズム教育の分野でも大学院レベルのものが求められるようになってきた(デンマークでは学費無料と高失業率を背景に大学進学者の大半が修士課程まで進むが、ジャーナリズムスクールは修業年限四年の学士課程のみ)ことなども挙げられる。

しかし、変化をもたらした最大の要因は、政治家たちが教育・養成機関の多様化によりジャーナリズムの多様化と質の向上を狙ったという点である。同国でもメディアが政治的議論での国民的フォーラムの機能を果たさなくなり、政治家など有名人に焦点を当てた「ワインシユール・ジャーナリズム」が隆盛となった。同校の前身となったオース大学(オーストリア)の短期講座はナチス占領下の統制ジャーナリズムからの転換を狙ったものであったし、国立の高等教育機関としての同校の創設目的の一つは徒弟制度を終わらせ、メディアの質を向上させることだった。デンマークのジャーナリズム教育をめぐるさまざまな制度改革はメディア、ジャー

ナリズムの質的向上を求めて展開されてきたのである。

どの国にもみられることだが、メディア・コミュニケーション学、同学部・学科との一定の緊張をはらんだ関係がデンマークにもあり、興味深い。独立した高等教育機関であるデンマーク・ジャーナリズムスクールと異なり、ともに大学の一部局としてジャーナリズム教育の課程を創設した両校では、純粋なジャーナリズムだけでなく、広くメディア、コミュニケーション全般を扱う。ロスキルド大学のカリキュラムでは対人コミュニケーション、南デンマーク大学ではフィルムスタディーズなどが目に付く。

オース大学にも九四年、情報・メディア研究所が創設されたが、その前身は八六年にノルディック言語文学部の中につくられた修士課程(後学士課程)である。情報学科・専攻はコンピューター関連、メディア学科・専攻ではフィルム、ラジオ、パブリックリレーションズなどの授業が展開されている。卒業・修士生はメディアを含む各種企業での調査・プランニング業務や調査会社などで活躍しているという。

ミッドキャリアの研修センター設立

独占の崩壊により、同校の任務は、ジャーナリスト養成のための基礎教育、ミッドキャリア(中堅)のジャーナリストの研修・教育およびジャーナリズム関連の研究となった。しかし、前述の二校が大学院課程まで擁するのに対し、学士課程の

みのジャーナリズムスクールはある意味で劣勢に立たされることにもなった。その同校が現在および近未来への戦略の柱に位置付けているのがミッドキャリア研修・教育と国際化戦略である。

ミッドキャリアの記者の研修・教育は創立当初から同校の任務の一つだったが、九九年、センター・フォー・ジャーナリズム&ファザー・エデュケーションが設立され、重要度が一段と増した。新人記者養成教育での独占的地位を失ったのと同時期に、同国唯一の国立のミッドキャリアジャーナリスト向けの研修・教育機関としてセンターは設立された。

年一週間、六年まで繰り越し可能なジャーナリストの有給の研修休暇制度があり、給与だけでなく研修機関に支払う受講料もメディア企業から受け取れる同国では、ジャーナリストのミッドキャリア研修はもともと盛んだ。

デンマーク新聞協会とジャーナリスト組合が共同でつくった研修機関など、同国には幾つかのミッドキャリア教育・研修機関があるが、国立のものにはセンター・フォー・ジャーナリズム&ファザー・エデュケーションのみだ。

センターのスタッフは十五人。受講者は毎年、三十歳代〜六十歳の計約六百人が参加して、国内のシェアは約一〇%。「コミュニケーションのためのジャーナリズム」「ストーリーテリング」「インタビュー・ワークショップ」など、いずれも短期間のセミナー・ワークショップが計十五コー

ス。シニアのジャーナリストもウェブ作成のワークショップなどに積極的に参加して新たなスキルを身に付けている。

国際化戦略にも特色

国際化戦略の方は本会報三月号掲載「欧州6大学連合体で専門記者教育」で既報の通り、「ヨーロッパ・イン・ザ・ワールド」(一九八九年より、ユトレヒト・ジャーナリズムスクールと共同で大学四年次の学生を世界各国から集め、欧州の政治、経済、メディアなどを学ばせ、実践的トレーニングも積む)、「ジャーナリズム・ウイザウト・ステレオタイプス」(九七年より行われているEU・米国二国間教育イニシアチブ。ユトレヒト・ジャーナリズムスクール、ナピエ大、カーディフ大、テネシー大、オハイオ大、ミズーリ大)、「インターナショナル・セメスター」「インターナショナルTV」「インターナショナル・フォトジャーナリズム」などのコースもある。

二〇〇五年からは新たに「エラスムス・ムンダス修士課程」が発足。同修士課程は欧州連合の高等教育交流プログラム・エラスムス計画の枠組みの中で世界各国からジャーナリストを集め、ユトレヒト・ジャーナリズムスクール、デンマーク・ジャーナリズムスクールおよびオーストリア、さらにウェールズ大スウォンジー校、ロンドン市立大、ハンブルク大の六大学で二年間の教育を行う。デンマーク・ジャーナリズムスクールの設置・任務などを規定した法律で、その任務から大学院

教育は除外されている。エラスムス・ムンダス修士課程をつくるに当たっては、オーストリアと共同で「セクター・フォー・ユニバーシティ・スタディー・イン・ジャーナリズム」をつくり、学位授与主体とした。セクター長のホルム教授は将来的な博士課程創設の構想も温めている。

国際化戦略は国内でのジャーナリスト養成をめぐる独占的地位を失い、逆にライバル校にはある大学院課程を単独では持てない同校の生き残り戦略の側面もあるが、より大きな視点から見ると、医師や弁護士といったプロフェッションが徐々に開業の自由の権利を反映して、ゆつくりとクオリファイケーションの平準化に向かっているのに対し、ジャーナリズムの規範はナショナルな枠組みにがっちり根差したままであること、さらにはテクノロジーの進展がどこまでがジャーナリストの線引きを困難にし、メディア産業を取り巻く経済の変化がパートタイム、フリーランスを増加させるなどやはり線引きが困難になってきていることを考えると、EU域内唯一の国際的ジャーナリズム課程には少なからぬ意義が認められる。

ジャーナリズム教育におけるデンマーク・モデルは独占時代も、それが崩れた現在も示唆に富む。国法に裏付けられた国立大学によるジャーナリスト養成教育の独占といえれば国家との関係、言論・プレスの自由の保障をめぐる疑念が生まれ

は「大きな政府」だが、非常にリベラルで畏怖感を与える存在ではない。「国家からの自由」を意味したプレスの自由主義理論はここでは当てはまらない。「国家は市民社会の一部。国家が市民社会の中に入ってくることに畏怖感はない。具体的には、国家は法的枠組みをつくるが、中に何を盛り込むかは任されて」(ブルン・オーフス大学情報・メディア研究所教授)おり、実際、「国家のメディアへの介入の事例は少ない」(ホルム・デンマーク・ジャーナリズムスクール教授)。

独占崩壊後の同校の国際化戦略の意義については既に書いた。最後に同校の現在をごく簡単に紹介する。独占は崩れたが、今なお同国の全ジャーナリストの圧倒的多数は同校出身であり、世界でも類例のない特異な地位を維持している。教員はアカデミー生え抜きの博士号所持者五人、記者経験のみの二十人のほかは、大半が記者経験プラス研究業績を持つ。学生は五、六倍の倍率の入学試験を突破してきた一学年二百人。学士課程だが、入学者の平均年齢は二十二、二十三歳だ。カリキュラムの特徴は国内十二カ月、外国六カ月のインターシップ。月刊新聞も発行する。

ジャーナリズム教育の今日的意義について、ホルム教授は「マーケット、ビジネスの圧力に抗するには教育の力は残念ながら強いとは言えない。将来および現在のジャーナリストたちにジェネラル・クオリフィケーションを身に付けさせることが重要だ」と語った。



中国初の出版物公査部数公表

新たに120社が申請中

中国初の出版物部数公査機関「出版物発行データ調査センター」が設立されて一年。四月二十四日には、内外のメディア関係者ら二百数十人を集めて、初めての公査部数発表会が催された。

中国の新聞、雑誌にはもともと自称部数しかなかった。それでも、国に報告される印刷部数はほぼ実態を反映していたと思われる。

しかし近年、媒体間の競争が激しくなり、広告を確保するため、部数の水増しも目に付くようになった。

伝統ある『中国新聞年鑑』（中国新聞年鑑出版社）も、一九九九年版までは各社別に印刷部数（新聞出版総署提供データ）を載せてきたが、二〇〇〇年度版からは、地区別の合計印刷部数のみ掲載する方式に改められてしまった。競争激化によって、一覧掲載することに新聞社からクレームがあったとも言われている。

こうした状況下、経済界や媒体管理部門から、信頼できる部数データを求める声が強まり、二〇〇五年四月、新聞出版総署が、日本のABC協会のような役割を持つ同上センター（中国語正式名称「国新出版物発行情報調査中心」）を設立した。

同センターの運営の基本となる「出版物発行量調査の手引き」（二〇〇五年七月二十一日征求意见稿・九月二十日修正）によれば、同中心の設立趣旨は「管理部門による媒体の審査管理業務のサポートを行うとともに、国内外の広告主、広告会社などが出版物等で広告活動を行うことを奨励し、媒体社の経営発展を推進し、国内外の広告主が刊行物への広告投資を一層増加させるよう促し、出版業界による信頼システムの建設および公平競争を促し、業界、広告主、広告会社、著作権者の権益を保護し、媒体社と当該媒体の知名度、競争力を増強する」（第一章第二条）ことである。

調査の対象となる媒体は、新聞、雑誌、書籍、電子、A V、インターネットサービスなどで、調査項目には、読者、オーディエンス構成、出版、広告、発行状況などが含まれる（同第三条）。新聞に限ってみると、その発行部数調査の方法は、第四章に規定されている。

大まかに言うと、調査は、定められた様式にのっとり新聞社自身が提出した書面等に基づく「論理調査」と、センターが部数の根拠となる諸資料の提出をさらに求めて細かく調べる「実質調査」の二つある。

同センターは、新聞社からの申請を受けると、まず「論理調査」を実施し、その結果を発行量調査として公表する。

しかし、もし新聞社が提出した発行部数データに疑問があった場合は、センターが主体的に、新

聞社に当該データの真实性を証明する資料の提出を求めることができ、新聞社はこれを拒否できない。

この「実質調査」を経て、既に発表した公査部数が異なっていた場合は、センターが修正報告を行い、すべての加盟媒体や広告主などに結果を送付する。日刊紙については、少なくとも年に四回発行部数調査を行う。

センターは今年四月までに、『読者』『英語週報』『芸術設計』『英語輔導報』『今古伝奇・武俠版』『世界都市』の六つの出版物に対して、初の公査を実施した。

センターの張友元主任は、四月二十四日の公査部数発表会で、これら公査した媒体について、新聞では、『英語週報』（山西省太原市）の平均発行部数が千六百三十四万四千六百十五部、『英語輔導報』（吉林省通化市）の同部数が千三百七十三万五千八百四十四部、雑誌では『読者』（甘肅省蘭州市）の平均発行部数が四百六十一万七千三百七十七部、『芸術設計』（北京市）の同部数が二万二千二百三十一部、『世界都市』（北京市）の同部数が四万九千部、書籍については『今古伝奇・武俠版』（湖北省武漢市）の発行部数が二十万六千八冊であったことを明らかにした。

また、四月二十六日付の『新聞出版報』によれば、同センターには、既に百二十の媒体社が公査を求める申請を行った。

（木原 正博）日本新聞教育文化財団

メデイア談話室

自由な言論への不寛容

藤田博司

決め付けてかかるような議論が多い。これでは、インターネットがフォーラムとして機能することは、期待できそうにない。

監視の目を広げよう

インターネットが普及し始めたとき、これが草の根の民主主義を促すことを期待する声も少なくなかった。マスメディアの世界ではほとんど発言の場所を持たなかった一般の人たちが自由に、気軽に発言できる場をネットが提供してくれるはずだった。現にそうした場も実現してはいる。

しかし取り上げられるテーマや議論の中身次第では、「ネット右翼」に荒らされ、自由な議論ができなくなってしまふ事例が相次いでいる。本当にネット上での議論を草の根からの民主主義を育てるために役立てたいなら、だれもが嫌がらせや脅迫の不安にさらされることなく、自由に意見が表明できる環境を守らなければならない。

自分のブログが嫌がらせの攻撃や脅迫を受けたら、誰しも議論の場を維持しようという気持ちは薄れてしまふ。そんなことになるのは「ネット右翼」にとっては思うつぼだろうが、多少とも公正で自由な議論を交わしたいと考えている側からすれば、大きなマイナスになる。できれば力を合わせて不当な攻撃からそうした場を守りたいところだが、対抗手段はないのだろうか。

一つ考えられるのは、陰湿で卑劣な嫌がらせや脅迫があれば、できるだけその事実を広く知ら

卑劣としか言いようがない。

自分と異なる考え方を認めたがらない人たちは、何も最近になって増えたというわけではない。しかしそうした人たちも、かつては相手に嫌がらせをしたり、相手を脅迫したりする行動にすぐさま移ることはまずなかった。そのための手軽な手段がなかったし、行動を起こせば自分にリスクも降りかかった。

しかしインターネットの普及が、少ないリスクで手軽に行動を起こせる手段をもたらした。匿名の陰に隠れて嫌がらせや脅迫を簡単に実行できるようになった。そうした行動に走る人たちに右翼的な考えの持ち主が多いことから、彼らは「ネット右翼」と呼ばれているらしい(『朝日新聞』5月5日)。

嫌がらせや脅迫には至らないまでも、ネット上でのさまざまな議論は、相手の意見に寛容さを欠く発言に満ちている。罵詈雑言、罵倒のたぐいも珍しくない。相手の意見に耳を傾け、多少とも相手を理解しようとする姿勢などかけらほども見当たらない。自分だけが正しく、相手は間違いと

いまの日本に「言論の自由がない」などということは、自分の身に降りかかってみないとなかなか分からない。しかし五月初めに『朝日新聞』に連載された「萎縮の構図」(「みる・きく・はなす」はいま)を読むと、ごく身近にその自由を脅かされている事例のあることが分かる。特に最近では、インターネット上での発言が暴力による脅迫を招くケースも珍しくないらしい。かつて言論を暴力で封殺するのはごく限られた勢力の専売特許と考えられてきたが、反対意見に対する不寛容は、意外に広く普通の市民の間にも浸透し始めているのかもしれない。

脅迫で言論封じ込め

他人の発言に対する攻撃をいさめた人のブログに大量の非難のメールが押し寄せる。「悪徳商法」の口を指摘したブログを運営する人に、身元を割り出して殺害をネットで警告する。こうした非難や脅迫はすべて匿名で行われる。相手と対等に議論を交わそうとするのではなく、一方的に非難し、脅して、相手の主張を封じ込めようとする。

せ、多くの人と問題を共有していくことだ。ネット上だけでなく、メディアにも問題の所在を伝え、より広い範囲の人たちに監視の目を光らせてもらうことだ。そのためにはメディアに、言論の自由をめぐる身の回りの出来事にこれまで以上に細かく気を配り、自由を脅かす動きには敏感に反応してもらわねばならない。

実社会にも共通の根

しかし、いまインターネット上で起きている言論の自由にかかわる問題は、ネット上の問題だけではなさそうに思われる。むしろネット上の出来事は実際の社会で起きつつあることの反映といえるべきかもしれない。

同じ「萎縮の構図」の中で、長崎の被爆体験の語り部たちが「政治的発言を慎むこと」という約束事を受け入れたエピソードが紹介されている。語り部たちの活動の目的が「核拡散の防止」や「核の廃絶」であるなら、憲法九条や有事法制について自分の考えを述べないわけにはいかないだろう。

語り部たちに政治的問題で自由な発言をさせないという制約を押し付けた背景にどのような動きがあったのか。「ネット右翼」のようなあからさまな圧力ではないにせよ、「自由な言論」を好まない人たちの意思が働いたことは疑いない。似たような言論への制約は現在の政治の場であちこちに散見される。憲法改正のための国民投票

法案で、メディアによる報道に制約を加えようとした自民党などの当初案はその一つだろう。憲法改正案のキャンペーン期間中の報道を規制しようとした考え方は、野党や報道機関からの強い反対で取り下げられたものの、メディアに「自主規制」の精神規定を盛り込もうとする動きは、なお残っている。

個人情報保護法案にも当初はメディアの活動を規制する条項が含まれていた。近い将来、再提出される見通しの人権擁護法案にもメディア規制条項が含まれると言われている。こうした動きは、メディアの自由な言論や報道活動を必ずしも民主主義に寄与するものと考えたがらない人たちの力が根強いことを示している。

「ネット右翼」と呼ばれる人々たちを活気付けているのも、一つにはこうした社会の流れがあると考えていいだろう。『諸君』や『正論』で展開されている右派の言論のなかにはしばしば、異なる意見に対する不寛容さにおいて「ネット右翼」のそれに共通するものが見て取れる。これは筆者の思い過ぎだろうか。

メディアは断固たる姿勢を

自由な言論への不寛容は、日本だけの問題ではない。9・11後の米国では、ブッシュ大統領が「テロとの戦い」を声高に叫ぶ中で、大統領の方針を批判する声がマスメディアから遠ざけられた。「テロとの戦い」を大義名分に市民の自由を

制限する法律が相次いで作られ、イラク戦争も同じ大義名分の下に遂行された。メディアはその流れを止めるための、有効な手立てを何も打てなかった。

幸い日本のメディアは9・11のような大惨事の洗礼は受けていないし、トラウマを引きずっていないわけでもない。しかし、ブッシュ政権と一心同体のように振る舞ってきた小泉政権の対イラク政策や安全保障政策について、メディアは何一つとして有効な異議申し立てをしなかった。個人情報保護法や人権擁護法案で政府のメディア規制策を押し戻したものの、メディアが完全に勝利したわけでもない。

インターネット上の自由な言論に対する嫌がらせや脅迫は、メディアの報道や言論の自由を煙たく思う勢力の政治的圧力と根っここの部分ではつながっている。二年前、イラクで人質になった三人の日本人に非難を投げつけた人たちは、まさに「ネット右翼」と体質を同じくする人たちだった。

ネット上の自由な言論に対する不寛容は、決してメディアにとって無縁の出来事ではない。注意を怠ると、その類は容易にメディアに及ぶことになる。それを防ぐには、メディアは自由を脅かす小さな動きにも注意を払い、芽のうちに摘み取る断固とした姿勢を見せなければならない。いま新聞やテレビでそうした努力がなされているかと言え、何ともおぼつかない。

(早稲田大学客員教授)

プレスウォッチング

「米軍再編」のトリック

日本側負担、3兆円とは…

「日米安全保障関係を中核とする日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障政策の要である。…日米同盟が、地域及び世界の平和と安全を高める上で極めて重要な役割を引き続き果たすよう、協力を拡大したいと考えていることを確認した」

日米両政府は五月一日、外務・防衛担当閣僚による「日米安全保障協議委員会」（2プラス2）を開き、在日米軍再編の最終報告を決定した。冒頭に掲げた「共同発表文」のリードが示している通り、「日米同盟」を強調し、「日米軍事一体化」を鮮明にした政治決着である。「9・11同時多発テロ（二〇〇一年）」以降、世界の戦略地図が大きく塗り替えられ、超軍事大国・米国はトランスフォーメーション（米軍再編）を推進してきた。米国は現在、地域別統合軍として、太平洋軍（太平洋全域とインド洋、東アジア、東南アジア、オセアニアに展開）、北方軍（北米大陸）、南方軍（南米大陸）、欧州軍（欧州からロシア）、中央軍

（中東、中央アジア）を編成し、五地域ににらみを利かせている。今回の日米協議は「在日米軍再編」の名の下に進められているが、全地球的な「米軍再編」の一環との視点で分析する必要がある。在日米軍基地縮小にのみ目を奪われると、本質を見誤る。

「日米同盟」協力は、「軍事一体化」

「二年半にわたって続いていた米国との協議の結論は、単なる米軍移転や再配置にとどまらない。日米同盟の協力は『新しい段階に入る』と政府が言うように、同盟の形を変えようとするものだ。…共通の戦略目標の下に日米の軍事協力が位置付けられ、自衛隊や米軍基地の新しい役割が描かれるとなると、きちんとした歯止めが必要だ。ましてイラク戦争をはじめ、ブッシュ政権の単独行動主義的な戦略には危うさがある。共通戦略を掲げたからといって、どこまでも付き合うわけではないことを明確にする必要がある」（『朝日』5・3社説）との指摘はもつともで、「共同発表文」「ロードマップ」からは「軍事一体化」の狙いが読み取れる。日米同盟の新段階とは具体的に何を意味するのか、日本側にどんな負担が生じるのか。政府が断固たる国家意思を示さないと、米戦略に取り込まれる危険性は増大する。

一九九九年の日米防衛協力指針（新ガイドライン）関連法成立によって、「日米安保条約」は変質し、自衛隊の行動範囲が拡大された。さらに「9・11テロ」を契機に海上自衛艦のインド洋派

遣、イラク・サマワへの陸上自衛隊派遣へと一気にエスカレートした。ここ数年、ブッシュ政権の要請をうのみにして、日米防衛一体化を強引に進めてきたわけで、その枠組みを強固にするための「米軍再編・日米決着」と位置付けられる。日米安保条約に規定された「極東条項」（第六条）「基地の範囲」や「事前協議」（交換公文）は、全く形骸化してしまっただのである。

「米軍と自衛隊の一体化は、米国が設定した中東から北東アジアに連なる『不安定の弧』に共同で対処する戦略と唱えられているが、これは安保条約の『極東条項』から逸脱している。憲法の前文と第九条にも深くかかわる問題であり、憲法がないがしろにして、なぜ米軍との一体化を急ぐのか。政府はきちんと説明すべきだろう」と『沖繩タイムズ』（5・2社説）は指摘。

『信濃毎日』（5・4社説）も「日米安保条約の在り方は、冷戦終結を経て大きな変容を遂げてきた。一九九六年の日米安保共同宣言で目的は『アジア太平洋地域安定の基礎』に拡大されている。昨年二月には日米同盟の強化を目指す『共通戦略目標』で合意、その延長線上に今回の米軍戦略がある。日米安保体制はかねて、戦争放棄を定めた憲法や専守防衛を基本とする日本の防衛政策との整合性が問われてきた。今回の合意は、問題を一段と鋭い形で突き付ける。おそれとのむわけにはいかない」と、米軍戦略のむなさに厳しい警戒の目を注いでいる。

「不安定の弧」にらむ世界戦略を構築

小泉外交五年間を振り返ると、米国ペースでぜん立てが進み、「米軍再編」協議も米国主導だったことは明らかだ。小泉政権は「郵政改革」にしか関心を示さず、日本の命運を左右する重大外交案件を米側に「丸投げ」した罪は大きい。最終決着した「ロードマップ」を詳しく検証する紙幅がないため、三点に絞って問題点を提示したい。

①米陸軍司令部のキャンプ座間移転Ⅱ米ワシントン州にある「米陸軍第一軍団司令部」を、二〇〇八年九月末までに日本(座間)へ移す狙いは、中国・朝鮮半島有事、さらに中東までも見据えて即応できる「新司令塔」構築にはかならない。この後、二〇一二年度中に陸上自衛隊中央即応集団司令部を座間基地に併設することも明記された。このほか横田・岩国など主要基地改編を考へ合わせれば、「日米軍事一体化」の推進であることは明白である。

②沖繩駐留海兵隊のグアム移転Ⅱ約一万五千人の海兵隊員のうち約八千人とその家族約九千人を、二〇一四年までにグアムへ移転させる。沖繩・米軍の「兵力削減」のように喧伝(けんでん)されているが、米国の軍事戦略の一環ととらえるべきだろう。グアムの方が、テロの温床になっている中東・東南アジアへの前方展開基地としての地政学的・戦略的意味があるからだ。また、北朝鮮弾道ミサイル「ノドン」の射程外にある地点でもあり、ハワイ(太平洋軍司令部)―グアム―日本の

「トライアングル」の配置で、「不安定の弧」に対処する米軍の拠点づくりと位置付けられる。

③普天間飛行場の名護市移設Ⅱ二〇一四年までにキャンプ・シュワブ区域の辺野古岬へ移設する。そもそも辺野古沖移転案は一九九六年、日米特別行動委員会(SACO)で合意され、二〇〇三年末までには普天間飛行場返還が実現する段取りだった。しかし、地元との折衝が暗礁に乗り上げ、いたずらに十年を空費した。今回も結局は振り出しの「辺野古」に戻り、日米政府間合意の後、名護市の「二本の滑走路」妥協案を入れてやっと最終決定にこぎつけた。ところが稲嶺恵一知事は反対を表明し、「県外移設が実現するまでの間、米軍キャンプ・シュワブ内の辺野古先陸上部に暫定的ヘリポートを設けて普天間からの移設を早急に実施せよ」と暫定案を提示。地元への根回し抜きに「米軍再編」合意を急いだため、国内調整は難航、八年先(二〇一四年)の移設完了も危ぶまれる事態だ。

ロードマップ「沖繩における再編」の末尾に「沖繩からグアムへの第三海兵機動展開部隊の移設は①普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展②グアムにおける所要の施設およびインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている」と「パッケージ決着」を特記した点に、米国の対日外交圧力のすごみを感じた。「日本側が約束した資金を提供し代替施設を作らなければ、沖繩基地からは動きませんよ」と主張しているに等

しいではないか。

「海兵隊の八千人削減は二〇一四年までに完了することが明記された。だが、グアム移転と嘉手納飛行場以南で返還が決まった六施設と普天間飛行場の代替施設が『パッケージ』にされている。SACO合意でも大部分は返還が予定されていたではないか。それを代替施設と連動させるのは県民を愚弄(ぐろう)するものであり容認できない。予定施設はすぐにでも返す手続きに入るべきだ」という

「沖繩タイムス」社説(5・2)の怒りは当然だ。海兵隊グアム移転経費として約六十・九億(約七千億円)の日本側負担を押し付けた。米側負担四十一・八億を上回る額に驚く。積算根拠も明示せず、グアム基地建设に日本国民の血税投入など容認できない。さらに、ローレス米国防副次官は「米軍再編に伴う日本側の負担総額は三兆円」と勝手に述べたが、両国間で具体的な詰めもせずに巨額要求を迫る米国の圧力に、全く無力な小泉政治が情けない。小泉首相は「移転費用関連法案は次国会へ先送り」を表明し、逃げの一手。

「国会では満足な議論が行われていない。政府の説明責任と同時に、野党も論戦を通じて問題を明らかにし、ただしていく責任がある。その上で改めて政府に求めたい。米軍再編の前に立ち返るべきは民意と憲法である」(『道新』5・3社説)――国家的危機の認識を新たにして、難局に立ち向かわなければならぬ。

(池田 龍夫Ⅱジャーナリスト)

放送時評

アイフルに全店舗業務停止処分

問われる民放のCM放映基準

金融庁、「勇気ある決断」

金融庁は四月十四日、消費者金融大手のアイフルに対し、違法な取り立てを行ったとして貸金業規制法に基づき、テレビCMなどの広告を含む全業務を最大二十五日間、約千九百の全店舗で「停止」するよう命じ、五月八日から実施した。業務停止は二十五日間三店舗、二十日間二店舗、それ以外の店舗（無人店を含む）は三日間行われた。全店対象の業務停止は消費者金融大手では初めての事。多重債務者が二百万人にも達して社会問題化している現状において、上場企業で、業界トップのアイフルに対するこの処分について「勇気ある決断」との評価は法律関係者でも高い。

アイフルは一九六七年創業（福田吉孝社長）、八二年に現社名に変更したが、ローン事業の貸付金残高は昨年九月中旬期で二兆一千七百一億円と業界第一位。この額は昨年一年間のテレビ広告費を上回る。消費者金融社はこうした巨額な貸付金残高をフル活用し、法定利息を超える「グレーゾーン金利」での貸し付けを行い、強引な取り立

てを実施しているのだが、業績最優先でこのころしばしば問題を起こし、裁判ぎたを生じているアイフルについて「会社全体が法令順守体制、自浄能力を欠いている」と金融庁は判断、今回の処分に踏み切った。

ここでグレーゾーン金利というのは、利息制限法の上限、年利一五・二〇％を超えても、借り手が同意の上、利息を支払えば「違法」ではなく、罰則も受けない出資法の上限、同二九・二％までの間をグレーゾーンと言い、すなわち「脱法だが、違法でない」灰色部分の金利。アイフルの無人店舗は約五百。八万四千台の現金自動預払機（ＡＴＭ）が存在し、安直に年三割もの「高利貸し商売」を支え、拡大する。

金融庁の有識者による「貸金業制度等に関する懇談会」は状況を受け、六月に最終提言をまとめ、今秋の臨時国会に出す関連法の改正案に反映させることになった。「ネガティブな一線が引かれるのは結構だが、放送界にとって注目すべきは、アイフルのケースでクローズアップされたテレビCM問題である。

アイフルはこの数年、小犬チワワを使ったテレビCMを大量に流して認知度を高め、業界トップの座にのし上がった。しかし、業界内ではそのテレビCMの親しみやすさとは全く裏腹の厳しい営業姿勢は知られる。「まさに両極」と言う人も多く、他の大手を比べて取り立て、融資をめぐるトラブルは圧倒的な数。被害者側からの訴訟も全国

で相次いでおり、金融庁の今度の処分は「検査並みの」調査を踏まえたものと見ていい。

そのテレビCMだが、半端なものではない。昨年末の「CM大賞」（CM総研主催）では、小さな洋犬チワワによる好感度は、一年間の全九千二百九十八銘柄のうち「何と第一位」、そしてチワワの「くぅーちゃん」がキャラクター部門の第一位。出演した男性の俳優は「アイフルおじさん」の名で、女性のグラビアアイドルも「アイフルねえちゃん」の名でそれぞれがっぽり稼ぎ、茶の間での露出度も以後増えたという。

現実味増すテレビCM中止の声

このアイフルのほか武富士、アコム、プロミスなど消費者金融主要十社は三月十七日、テレビCMの自粛時間を延長し、CMによる多重債務者増加という批判に応える自主規制強化策を発表した。すなわち、午後五時～九時の自粛時間を午後十時まで延長し、深夜帯の放映は一社当たり月間百本（十五秒換算）以内に抑える、午前中の放映も見合わせるというもの。ただし、これが「自粛強化をアピールして業界への風当たりをかわす狙い」と見られるのは当然で、来年一月をめどに貸金業規制法や出資法の見直し、上限金利の引き下げ、広告規制などが検討課題に上っていることは確かだからである。

こういうケースはしばしばあった。だが、広告活動は営業行為であり、また「番組」として言論問題の本質にかかわる。民放局側にとってCMそ

のものが経営行為であり、しかも、相手がスポンサーとして大手の業界だけに「ノー」とは言い切れず、ほとんどいつも問題提起で終わってきた。しかし、今度は状況が違う。事案が違憲かどうかの判定で決定を出す最高裁までが、借り手救済の姿勢を明らかにしている点で、日本弁護士連合会による「テレビCM中止を」の申し入れは現実味を強く持ち始めた。

少なくとも「法と秩序の尊重」を第一義とする民間放送連盟基準に照らし、脱法だが、違法ではない。グレーゾーン高利を守っていい理屈はどこにもない。市場原理主義を信奉する現政府の下、メガバンクがいかに消費者金融グループに接近することがあろうとも、である。

日本以上の消費者金融大国であるアメリカは「ペイデー・ローン」という名の、悪質なローンにも悩み始めている。給料日前の金欠を補うという米国版消費者金融。例えば百ドルの借金なら手数料の十五ドルを足した百十五ドル小切手を、次の給料日の日付で書き、ショッピングモールなどのペイデー・ローン会社の窓口で渡せば百ドルが受け取れる仕組み。

本来なら違法だが、「金利」ではなく「手数料」ということで脱法して「合法」。規制が州ごとのアメリカでも三十州でまかり通り、この年率実に三〇〇〜五〇〇%もの暴利ローンはカリフォルニアだけで三千店舗が営業中とある。米連邦取引委員会では「テレビCMに釣られて悪質ローンのとり

こにならない」よう呼び掛けるが、焼け石に水らしい。何でもアメリカのまねをしたがるわが国である。要注意、と言うだけでは済まない話である。

危ぶまれる5年後のデジタル一本化

四月十七日の『朝日』夕刊は一面トップを割いて大きな記事を掲げ、驚かせた。見出しは次の通りである。

「2011年アナログ終了 混乱?・地上デジタル一本化」「現役TV9割映らず」「総務省、PSE再現、恐れ」。そして識者の意見として、池田信夫須磨国際学園理事の「現行ペースでは、二〇一一年には数千万台のテレビが映らなくなるのでは。世界的にも、未曾有の事態になりかねない。停波の条件として、目標を設けたり、代替手段を整えたりする現実策をとるべきだ」とのコメントを警告として紹介している。

「古いテレビが映らなくなる日が五年後にやってくる」で書き出しているこの記事は、幾つものデータを挙げる。昨年三月の全国調査で「二〇一一年のアナログ停波」を知る人は九・二%。地上デジタル対応テレビやデジタルチューナーの累積販売台数は、出荷が本格化した〇三年から数えて約一千万台。一億台の国内テレビ台数のやっとな分の一。しかも、現行のアナログ波しか映らないテレビ台数も、昨年十一月地デジに逆転されたものの、今も売れ続けており、テレビの寿命が一般に十年と言われていることを考えれば、販売中の

アナログテレビは二〇一一年でも当然「現役」。

加えて新機種のややこしきがある。売れ行き好調の薄型テレビでも全部が全部地デジは映らず、液晶には小型を中心に映らない製品が少なくない。大きな小売店によると「20%の液晶テレビなら六万円ぐらい。人気のある低価格製品はすべてアナログチューナーのタイプだ。アナログテレビ購入者で二〇一一年に見られなくなる」ことを知っている人は半分程度だろう」と心細い。

アナログチューナーは低価格でも二万円。また、テレビが地デジ対応でも受信には別にUHFアンテナが要る。これを新設すると、工事費を含めて四万円以上はかかる。高いお金を出して大型のプラズマテレビ、20%以上の液晶テレビに買い替えるか、決して安くはないチューナー、UHFアンテナ設置に金を掛けるかということだ。

PSEとは「電気用品安全法」のことで、中古家電製品の取り扱いをめぐって同法の施行直前、経産省が迷走したケースがあった。総務省はその二の舞いとなることを不安がっているのである。

二〇一一年七月二十四日にテレビの放送方式が抜本的に変わるのには、電波法改正によって(〇一年四月)明文化された。だから「国策」だと総務省は言い、放送界もメーカーも納得した。ただ視聴者、国民一般だけが知らないままである。その奇妙な、しかし、日常生活に最重要な国策は着々と実施に進み、あと五年を余すだけになった。

(大森 幸男)放送評論家

◎18年度古野奨学生は26人

【高校生】大島千尋(都立戸山高一年)、長谷川雅寛(明治学院高一年)、山田夏生(橋学苑高一年)、山田美菜子(啓明学園高三年)

【大学・大学院生】巻和典(早大二年)、山口勇人(法大一年)、原田朋香(龍谷大一年)、高宗亮輔(京大大学院一年)、今成文起(慶大大学院一年)、村上くるみ(国士館大一年)、千綿さや(津田塾大一年)、矢高さおり(早大一年)、辺見航次郎(九州大一年)、辺見剣太郎(大阪大一年)、上原航(名桜大一年)、岡本京子(京産大一年)、平野早智(文化女子大一年)、長谷川明弘(明治学院大二年)、常山菜摘(同志社大一年)、芳賀雅之(早大一年)、鳥居周平(多摩美大一年)、吉原大輔(九州大四年)、渡辺夏目(横浜市大一年)、勝野翔(早大一年)、石田恵(恵泉女学園大一年)、上野渉(国際基督教大二年)(以上、申し込み順)

◎同盟学寮18年度新入生

安部田貴大(国学院大一年)、青柳麻衣花(早大一年)、上妻恭子(立大一年)、石山公太(開成高一年)、桶屋雄太(東京理科大一年)、小野みどり(立大一年)、柿元傑(早大一年)、北村綾矢佳(跡見学園女子大一年)、北村哲朗(中大二年)、小林めぐみ(玉川大一年)、境真梨子(早大一年)、佐川智洋(日本工学院専門学校)、佐藤恵利子(大妻女子短大一年)、佐藤満由子(女子美短大一年)、ジャップ・リアナ(インターカルト日本語学校一年)、高橋恵生(東大一年)、高橋秀

明(明大三年)、高橋麻惟子(東京ミュージック&メディアアーツ尚美一年)、高宗大輔(慶大一年)、チュトラーシユ・エステル(早大大学院一年)、福田大造(早大一年)、寥怡茹(東京外国語専門学校一年)、涌井めぐみ(女子美短大一年)、柴崎和人(国学院大一年)

◎時事通信社社友会総会

時事通信社社友会(原野和夫会長)の平成十八年度通常総会が五月十日、東京・東銀座の時事通信本社ホールで開かれ、十七年度決算、十八年度予算を承認した。原野会長が「人間九十になってようやく人生が見えてくるようだ。体力、気力を養い今も青春と思ひ、気ままに好きなことに集中してほしい」とげきを飛ばした。若林清造時事通信社社長のおいさつの後、次の米寿一人、喜寿九人に記念品を贈った。

【米寿】小田武次郎

【喜寿】日根重男、佐藤比呂志、山口新蔵、倉島幸三、鈴木義美、安田銚吾、白水美代子、恩田精作、関義則

【悲報】

米忠一氏(元時事通信社専務取締役、元財新間通信調査会理事、元財同盟育成会理事) 5月22日午前9時54分、じん臓がんのため死去、74歳。喪主は妻和子さん。連絡先は熊本県八代市通町6の32、沼田方

小林 義一氏(元時事通信社取締役) 4月29日午後2時40分、腹部動脈りゅう破裂のため死去、

78歳。喪主は妻たねさん。自宅は横浜市栄区庄戸5の7の14

◎講演会

財新聞通信調査会と同盟クラブは五月三十日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社経済部長の中村恒夫氏。演題は「財政再建の行方」だった。

目次(六月号)

教育問題の深層を考える……………佐々木 央…1	人民元でしたたかに主導権…岩切 司…6
マスメ関連の裁判を見る(23)…佐藤 英雄…10	デンマークの中堅記者教育…橋本 晃…14
【メディア談話室】	自由な言論への不寛容……………藤田 博司…18
【プレスウオッチング】	「米軍再編」のトリック……………池田 龍夫…20
【放送時評】	問われる民放のCM放映基準……………大森 幸男…22
【海外情報】	①加速する英投資会社の新聞買収……………広瀬 英彦…9
	②FNC、CNN超える勢い……………金山 勉…13
	③中国初の出版物公査部公表……………木原 正博…17
定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)	
発行所	財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇一	東京都港区虎ノ門一―五―一六
	(晩翠ビル四階)
振替口座〇〇二二〇一四一七三四六七番	☎(〇三)三五九三―一〇八一(代)
印刷所	株式会社 太平印刷社